

長寿医療(後期高齢者医療)だより

被保険者証の更新

8月1日に被保険者証を更新します。新しい保険証は水色です。8月1日以降に病院などへ行くときは、必ず窓口で提示してください。

新しい被保険者証は、今月23日以降に普通郵便で広域連合から送付します。有効期限が過ぎた薄紫色の被保険者証は、廃棄するか、返却してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請・更新

市民税非課税世帯の人が入院した場合、減額認定証を医療機関へ提示すると、食費や居住費の自己負担額が減額されるほか、医療費の1か月あたりの自己負担額も表1の限度額までとなります。申請は随時受け付けています。

※昨年度に、減額認定証の申請をした人で、今年度も引き続き市民税非課税世帯の人は申請手続きが不要です。(保険証に同封して新しい減額認定証を送付します)

(表1) 入院時の自己負担限度額・食費および居住費

区分		自己負担限度額 (1か月)	食費(1食)	療養病床入院の場合の標準負担額	
				食費(1食)	居住費(1日)
市民税課税世帯	現役並み所得者	80,100円+1% (4回目以降44,400円)	260円	460円	320円
	一般	44,400円			
市民税非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円	210円 (長期入院該当) 160円	210円	320円
	区分Ⅰ	15,000円	100円	130円 (老齢福祉年金受給者) 100円	320円 (老齢福祉年金受給者) 0円

※区分Ⅱ…同一世帯の全員が市民税非課税。

※区分Ⅰ…同一世帯の全員が市民税非課税で、収入から必要経費・所得控除を差し引いたとき全員0円となる場合。

※長期入院該当…減額認定証で区分Ⅱの認定後、12か月以内に入院が90日を超えた場合に、食事の自己負担額がさらに減額となります。再度、申請をしてください。

平成21年度の保険料率

均等割 40,467円/年額
所得割 7.14%

※保険料の見直しは2年ごとに行われるため、前年度と同じです。

保険料額の決定通知

今月中旬に保険料額決定通知書を送付します。保険料の納付は、原則、年金天引きとなりますが、要件が整わず天引きできない場合は、納付書か口座振替による支払いになります。

均等割額の軽減策

平成20年中の所得の合計額(世帯内の被保険者と世帯主)	軽減後の均等割額(年額)
33万円以下の場合	被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得なし)の場合 【平成21年度新設】 9割軽減 4,046円
	上記以外の人 【平成21年度特別措置】 8.5割軽減 6,070円 7割軽減 12,140円
33万円+24万5千円×被保険者数(世帯主である被保険者を除く)以下の場合	5割軽減 20,233円
33万円+35万円×被保険者数以下の場合	2割軽減 32,373円

※所得の合計額が33万円以下の場合で、9割軽減に該当せず7割軽減となる人は、平成21年度特別措置により8.5割軽減となります。

問い合わせ先 保険医療課
0848(6)6056、市民税課(6)6031

